

中津川市の環境の現状

～平成22年度状況報告～

1. 大気環境

(1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車台数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

① 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの10の物質について基準値が定められています。

当市ではこれらの汚染物質のうち、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの3物質について24時間測定を実施しています。

(2) 大気汚染測定状況

① 監視測定

大気環境の状況については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局（設置場所：中津川市役所）にて常時監視（24時間測定）を行っています。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質についての環境基準は達成しましたが、光化学オキシダントについての環境基準は達成できませんでした。しかしながら、光化学オキシダントの基準を超える頻度については、昨年度と比較し約半減しました。

中津川測定局の測定項目

(平成22年度)

測定局 \ 項目	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	風向風速	光化学オキシダント
中津川 (市役所)	○	○	○	○

大気汚染に係る環境基準とその評価方法

物質名	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的 評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的 評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	短期的 評価	1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること。
		長期的 評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値の年間98%が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的 評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的 評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的 評価	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的 評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が、0.06ppm以下であること。	/	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。		

(備考)

1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

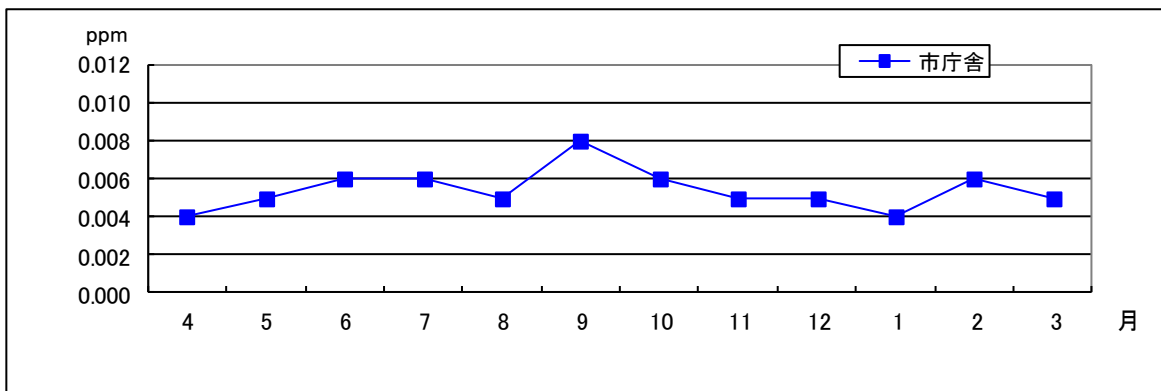
3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

②大気汚染の現況

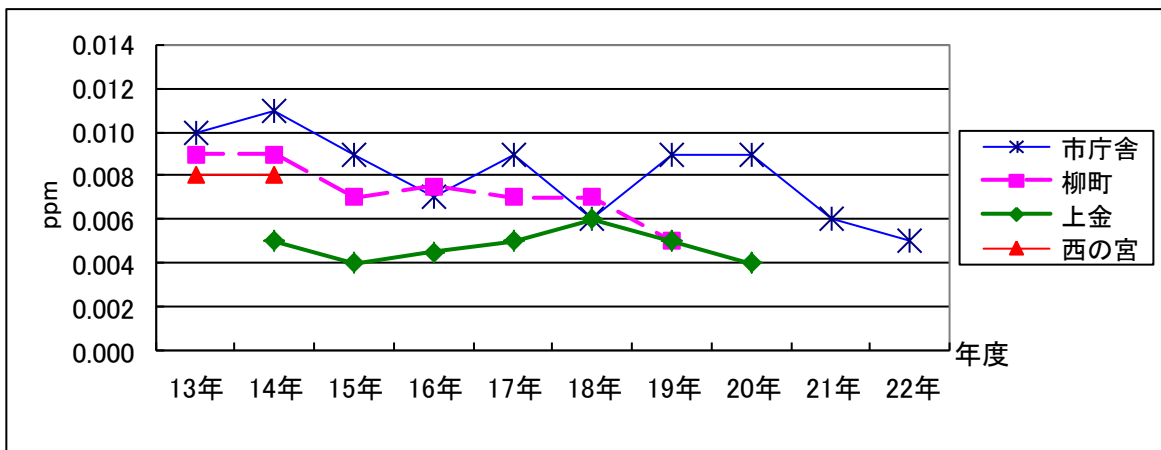
i) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する無色、刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。平成 22 年度の中津川測定局の年平均値は 0.005ppm であり、月平均値の最高値は、0.008ppm (9月) でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、中津川測定局は1時間値で 0.1 p p m を超えた日数はなく、長期的評価は基準値を達成しました。

二酸化硫黄 (SO₂) の月平均値



二酸化硫黄 (SO₂) の年平均値の経年変化



二酸化硫黄測定結果

中津川測定局

項目	22年												22年度 通年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	31	30	31	31	31	31	365
測定時間数 (時間)	717	742	717	741	742	716	739	718	740	742	670	742	742	8,726
平均値	0.004	0.005	0.006	0.006	0.005	0.008	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.005	0.005	0.005
1時間値に係る 環境基準超過時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日平均値に係る 環境基準超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	0.035	0.031	0.048	0.041	0.074	0.073	0.057	0.053	0.049	0.033	0.058	0.033	0.074	0.074
1日平均値の最高値	0.007	0.008	0.009	0.014	0.023	0.025	0.014	0.008	0.007	0.007	0.010	0.008	0.025	0.025

(単位: ppm)

項目	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度
有効測定日数 (日)	365	364	362	360	360	358	366	358
測定時間数 (時間)	8,728	8,708	8,713	8,658	8,640	8,616	8,754	8,566
平均値	0.006	0.009	0.009	0.010	0.009	0.007	0.009	0.011
環境基準超過時間数	1	5	1	4	0	1	1	7
環境基準超過日数	0	0	0	0	0	0	0	1
1時間値の最高値	0.101	0.118	0.107	0.125	0.099	0.104	0.103	0.123
1日平均値の最高値	0.017	0.032	0.027	0.026	0.034	0.022	0.027	0.042

二酸化いおうの年間値の状況及び環境基準評価

測定局	K値区分 (K=17.5)	用途地域 区分	有効測定 日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを 超えた時間数と割合		1日平均値が0.04ppm を超えた日数と割合		1時間値 の最高値 (ppm)	1日平均値 の2%除外 値 (ppm)	1日平均値が0.04ppm を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的 評価の適否 (適○、否×)
						時間数 (時間)	割合 (%)	日数 (日)	割合 (%)				
市庁舎	100	準工業	365	8726	0.005	0	0.0	0	0.0	0.074	0.013	無	○

* 二酸化いおうに係る環境基準 : 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

* " (長期的評価) : 測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

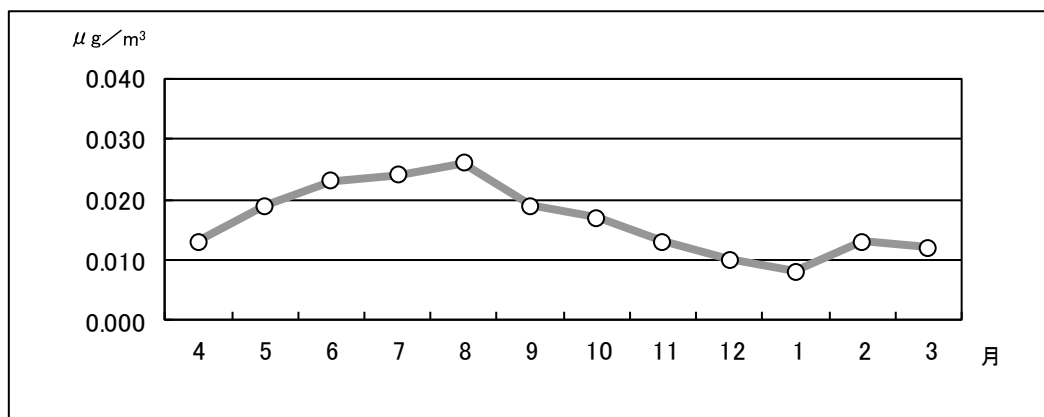
ii) 浮遊粒子状物質 (SPM)

マイク
メートル

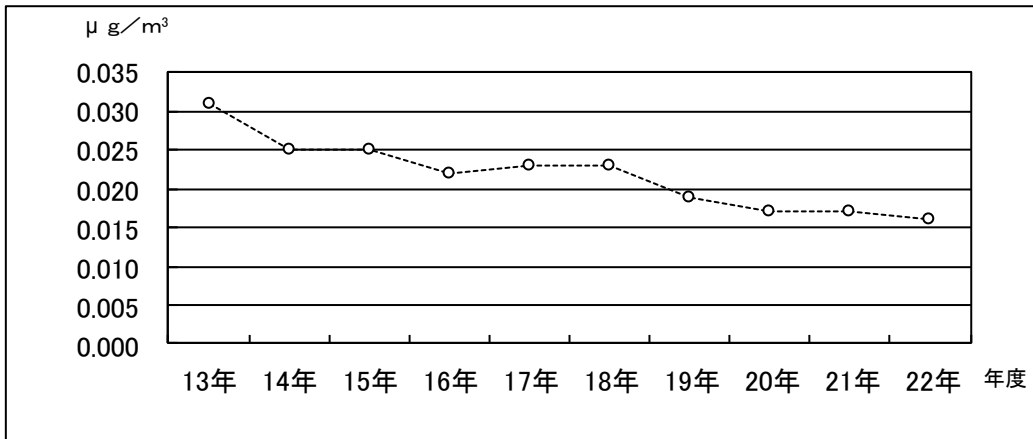
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=\text{千分の}1\text{mm}$) 以下のもので、土砂のまきあげ等自然現象(黄砂など)による場合もありますが、主な発生原因には工場から排出されるばい煙、粉じんなどがあります。浮遊粒子状物質は、ものすごく小さな粒子なので大気中に長期間留まり、肺や気管に沈着しやすいので呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

平成22年度の中津川測定局の年平均値は $0.016\text{mg}/\text{m}^3$ であり、月平均値の最高値は $0.026\text{mg}/\text{m}^3$ (8月) でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数はなく、長期的評価においては環境基準を達成していました。過去10年間の浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、わずかではあるが減少傾向が見られます。

浮遊粒子状物質 (SPM) の月平均値



浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質測定結果（ベータ線吸収法）

(1) 中津川測定局

(単位：mg/m³)

項目	22年													22年度 通年	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	351	318	366	357	361	
測定時間数 (時間)	710	742	717	739	740	717	742	718	735	742	670	742	8,714	8,419	7,663	8,749	8,564	8,649	
平均値	0.013	0.019	0.023	0.024	0.026	0.019	0.017	0.013	0.010	0.008	0.013	0.012	0.016	0.017	0.017	0.019	0.023	0.023	
1時間値に係る環境基準超過時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	5	0	
1日平均値に係る環境基準超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最高	0.055	0.075	0.053	0.061	0.068	0.050	0.050	0.059	0.039	0.036	0.055	0.074	0.075	0.278	0.109	0.207	0.247	0.142	
1日平均値の最高	0.021	0.050	0.037	0.042	0.048	0.032	0.029	0.035	0.019	0.019	0.034	0.036	0.050	0.055	0.056	0.093	0.087	0.086	

* 浮遊粒子状物質に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

浮遊粒子状物質の年間値の状況及び環境基準評価

(単位：mg/m³)

区分	用途地域区分	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数と割合		1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数と割合		1時間値の最高値 (mg/m³)	1日平均値の2%除外値 (mg/m³)	1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価の適否 (適○、否×)
					時間数	割合 (%)	日数	割合 (%)				
測定局		(日)	(時間)	(mg/m³)								
市庁舎	準工業	365	8714	0.016	0	0.0	0	0.0	0.075	0.040	無	○

* 浮遊粒子状物質に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

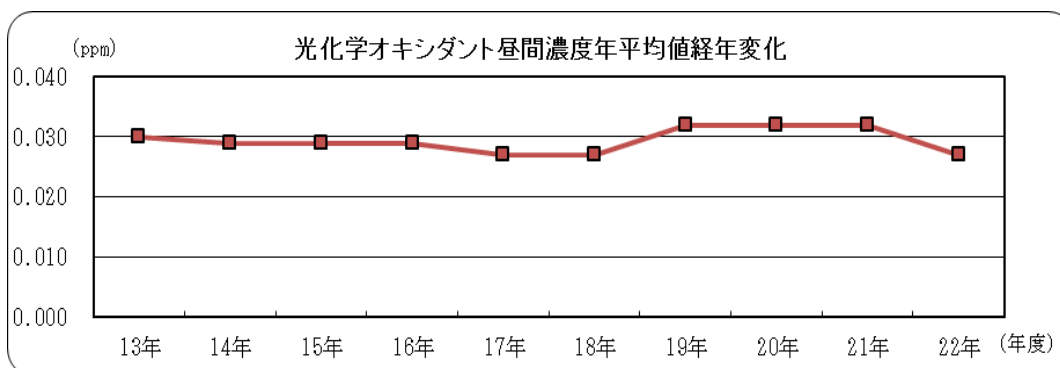
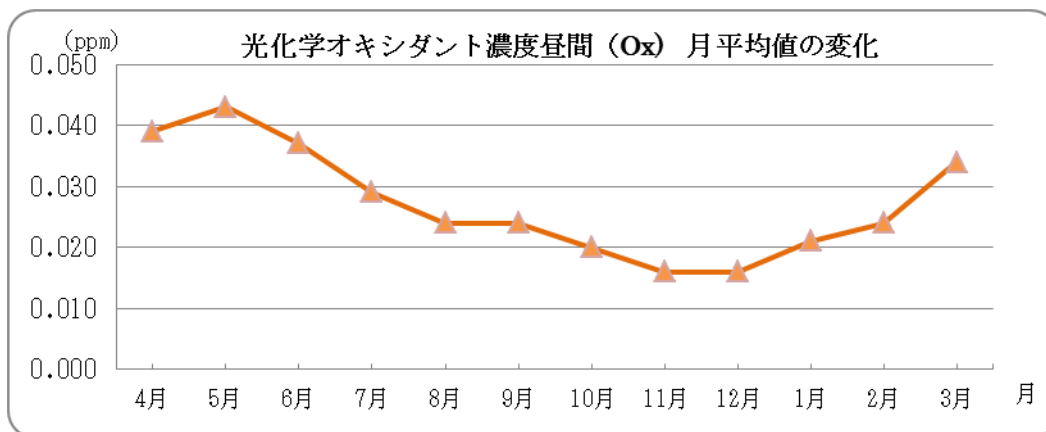
* (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

iii) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激します。注意報が発令され、症状を感じたら、屋外での激しい運動は避け、目の洗浄やうがいをしましょう。

平成 22 年度の中津川測定局の測定結果は、昼間（午前 5 時から午後 8 時まで）の 1 時間値の最高値は 0.106ppm（5 月）であり、環境基準を超えた時間数が 294 時間と、前年度（655 時間）に比べ約 55%減少しています。また、「岐阜県大気汚染対策要領」に基づく光化学スモッグ予報等は、発令されませんでした。（平成 21 年度は二度発令されました。）

環境基準の適合状況については、紫外線が強くなる春から秋にかけて環境基準を超えた時間帯が多く、達成できませんでした。環境基準を超えた時間帯は、特に 4 月から 9 月にかけて増加する傾向にあります。また、1 日における濃度の変化については概ね午後 2 時から午後 8 時において高い値を示す傾向にあります。気温、風向、風速、日射量等の気象条件によってその発生は大きく左右されますが、当市の発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。



光化学オキシダント測定結果

中津川測定局

項目	22年												23年	22年度 通年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
測定時間数 (時間)	442	463	448	463	463	449	463	448	463	463	407	463	5,435	
昼間平均値	0.039	0.043	0.037	0.029	0.024	0.024	0.020	0.016	0.016	0.021	0.024	0.034	0.027	
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	11	13	14	12	7	2	2	0	0	0	0	3	64	
昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数(時間)	57	86	70	40	12	3	4	0	0	0	0	22	294	
1時間値の最高	0.081	0.106	0.103	0.094	0.080	0.076	0.070	0.046	0.042	0.040	0.060	0.081	0.106	
日最高1時間値の月間平均値	0.056	0.060	0.060	0.051	0.044	0.042	0.038	0.033	0.030	0.034	0.042	0.049	0.045	

* 昼間は、午前5時から午後8時までをいう

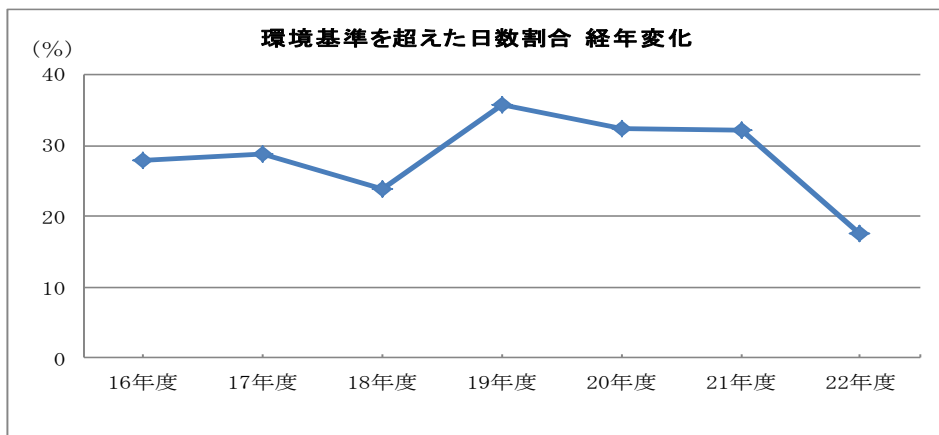
(単位: ppm)

項目	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度
有効測定日数 (日)	364	365	360	365	363	365
測定時間数 (時間)	5,423	5,436	5,369	5,441	8,693	5,460
昼間平均値	0.032	0.032	0.032	0.027	0.027	0.029
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	117	118	129	87	104	102
昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数(時間)	655	688	739	486	517	555
1時間値の最高	0.148	0.141	0.126	0.136	0.155	0.152
日最高1時間値の月間平均値	0.053	0.054	0.055	0.049	0.036	0.050

光化学オキシダントに係る環境基準評価

測定局	区分	用途地域 区分	昼間の	昼間の	昼間の	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた		昼間の1時間値が 0.06ppmを超え		1時間値 の最高値 (ppm)	昼間の 日最高1 時間値 の年平均 値	環境基準の適否 (適○、否×)
			測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	時間数	割合(%)	日数	割合(%)			
市庁舎		準工業	365	5,435	0.027	294	5.4	64	17.5	0.106	0.045	×

* 光化学オキシダントに係る環境基準 : 1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、午前5時から午後8時までの昼間時間帯についての評価



光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

年度	発令 月日	予報		注意報	
		時刻	最高濃度	時刻	最高濃度
17	7月15日	15時~19時	103ppb		
18	当地区(恵那・中津川地域)には発令なし				
19					
20	5月23日			15時~19時	125ppb
	6月17日	14時~17時	112ppb		
21	5月12日	15時~	106ppb		
	6月27日			15時~	148ppb
22	当地区(恵那・中津川地域)には発令なし				

※1時間値の平均値が120ppb (0.12ppm) 以上となった場合、通常予報が注意報に変わるが、時間帯(日没後等)や1時間値の終わりの値が120ppbを下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。

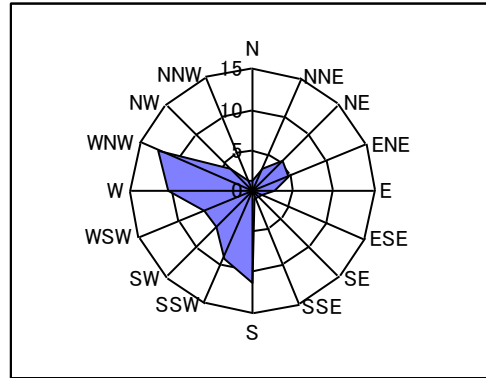
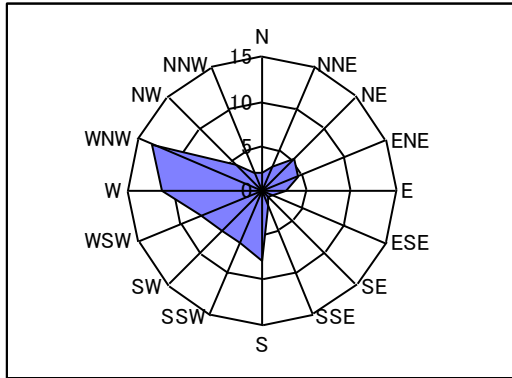
iv) 風向、風速

市庁舎測定局における風向は、前年度と比較してほぼ同様の傾向で、年間を通じて主に南から西の風向きが多くなっています。風速は年間を通じて大きな変化はなく、年平均値は1.0m/sでした。また、0.4m/s以下のcalm（無風）が年間26.5%を占めています。

風配図（単位%）

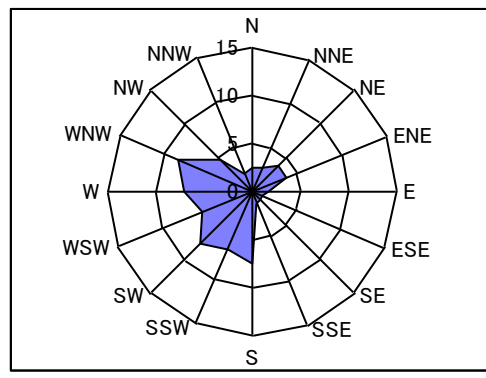
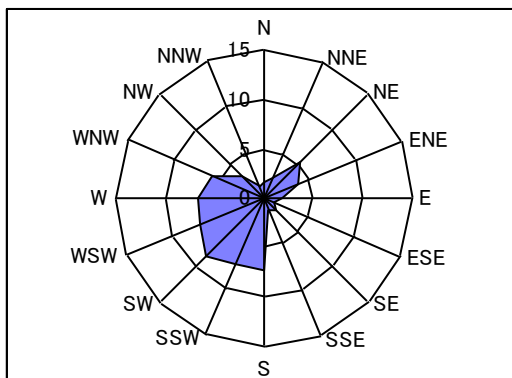
平成22年4月～6月（平穩19.8%）

平成22年7月～9月（平穩18.8%）



平成22年10月～12月（平穩34.9%）

平成23年1月～3月（平穩32.6%）



平成22年度の風速平均値（月別）

中津川測定局													（単位:0.1m/s）		
月	22年									23年			通年		
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
風速平均値	1.2	1.3	1.1	1.2	1.1	1.0	0.8	0.7	1.0	0.9	0.9	1.2	1.0		
Calm (%)	20.8	17.8	20.8	17.3	19.0	20.2	32.4	42.0	30.3	34.3	36.6	26.8	26.5		

* Calm（無風）：風速0.4m/s以下。

平成22年度風向頻度

〈風向頻度〉

風向	calm	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	欠測	合計
風向時間	2,267	174	262	349	349	174	87	87	174	698	610	610	610	785	872	349	174	87	8718
風向頻度(%)	26.0	2.0	3.0	4.0	4.0	2.0	1.0	1.0	2.0	8.0	7.0	7.0	7.0	9.0	10.0	4.0	2.0	0.0	99.0

③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内のばい煙発生施設設置工場等に自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。

また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、12月の「大気汚染防止月間」には、ばい煙発生施設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染物質の抑制、低硫黄燃料の使用などについて協力要請を行いました。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の概要

水は人が生きていく上で必要不可欠なもので、水道・水産・農業・工業・発電用水など様々な分野で利用されています。環境基準は人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい水質基準として定められ、水域類型指定は利用目的・水質汚濁の状況などから決められています。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの排水(産業系)と一般家庭からの排水(生活系)が河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。産業排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、汚濁負荷量に占める割合は低下傾向にあります。しかし、生活排水は下水道や浄化槽の整備に伴い汚濁物質の総量は減少しているものの、生活様式の変化、水使用量の増加等により汚濁負荷量に占める割合は高くなってきています。平成21年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が42.1%、産業系排水が42.2%とほぼ同じとなっています。(岐阜県環境管理課調べ 参照：平成23年岐阜県環境白書P.49)

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握(環境基準達成状況等)及び水質保全のため、市では環境基準の水域類型が指定されている1本川(木曽川)、6支川(白川・阿木川・付知川・中津川・落合川・川上川)を中心に19河川(前記以外の千旦林川・狩宿川・黒川谷・柏原川・四ツ目川・後田川・子野川・小淀川・淀川・湯舟沢川・外洞川・和田川)の23地点(19河川の内、木曽川と中津川、阿木川は各2ヶ所、付知川は1ヶ所)の水質調査(一部岐阜県測定データ提供含む)をはじめ、流量調査(中津川木曽川合流前)、水生生物調査(カワゲラウォッチング)を実施しました。

環境コラム③ 流域自治体宣言

流域自治体宣言

平成二十二年十月十八日、名古屋にて開催された「生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)」を機に、中津川市を含む木曽三川流域の二十九自治体が、森・川・海の水でつながる命をテーマに「流域自治体宣言」を発信した。

○宣言文

流域自治体宣言「水の輪、人の輪、生物の輪」

・ 私たちは、森・川・海の水でつながる命を大切に、その大きな恵みに感謝の心を持ち続けます。

・ 私たちは、豊かな清らかな水の輪を守り、緑あふれる森林、澄んだ水辺空間を次世代に引き継いでいくために、流域全体の人の和をもって行動します。

・ 私たちは、水でつながる自治体間の連携・協働に努め、多様な生物の和の生息環境を守ります。

①環境基準の適合状況

河川水質に係る環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

前者は全公共用水域に一律に適用され、直ちに達成されるべきものとされており、後者は、河川の利用目的等により各水域にA AからEまでの類型を指定し、各類型に5項目の基準値が定められています。

市内の主要河川と環境基準水域類型指定の状況

河川名	延長(km)	環境基準水域類型指定	達成期間(※)	指定年月日	地区
木曾川	2,312.9	A A (落合ダムより上流) A (落合ダム～犬山頭首工)	イ ロ	S45.9.1 "	坂下、山口、落合 苗木、中津、坂本
白川	30.1	A A (全域)	イ	H12.3.31	加子母
和田川	9.0				蛭川
柏ヶ根川	3.9				蛭川
阿木川	16.9	A (恵那大橋より上流)	イ	S50.9.12	阿木
濁川	4.0				坂本
飯沼川	9.4				阿木
野田川	1.1				阿木
久須田川	1.9				阿木
寺川	2.8				阿木
千旦林川	6.0				坂本
坂本川	3.6				坂本
一之瀬川	4.7				蛭川
付知川	27.6	A (全域)	イ	S50.9.12	付知、福岡、苗木
狩宿川	5.3				苗木
麦搗川	3.0				苗木
木積沢川	2.5				福岡
松島川	2.7				福岡
長根川	3.5				福岡
柏原川	5.0				福岡
横川	3.7				福岡
山の田川	3.6				苗木
中津川	14.0	A (中川橋より上流) C (中川橋より下流)	イ イ	S50.9.12 H20.6.13	中津
四ツ目川	2.6				中津
後田川	2.6				中津
前川	2.2				中津
落合川	3.7	A (全域)	イ	S50.9.12	落合
湯舟沢川	5.7				神坂
島田川	3.4				山口、神坂
牧沢川	1.8				神坂
外洞川	5.0				坂下
川上川	9.9	A (全域)	イ	S50.9.12	川上、坂下

※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

i) 人の健康の保護に関する環境基準

健康保護項目については木曾川（落合ダム・美恵橋）・落合川・阿木川・川上川・白川・子野川・小淀川・四ツ目川・淀川・後田川・千旦林川・狩宿川・和田川の13河川14地点において採水し、適合状況を分析した結果、すべての地点で環境基準を達成していました。

適合状況

健康保護項目	調査対象 地点数	環境基準 超過地点数	健康保護項目	調査対象 地点数	環境基準 超過地点数
カドミウム	13	0	1.1.1-トリクロロエタン	14	0
全シアン	13	0	1.1.2-トリクロロエタン	13	0
鉛	13	0	トリクロロエチレン	14	0
六価クロム	13	0	テトラクロロエチレン	14	0
砒素	11	0	1.3-ジクロロプロペン	13	0
総水銀	13	0	チウラム	11	0
アルキル水銀	11	0	シマジン	11	0
P C B	13	0	チオベンカルブ	11	0
ジクロロメタン	11	0	ベンゼン	11	0
四塩化炭素	13	0	セレン	11	0
1.2-ジクロロエタン	11	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	0
1.1-ジクロロエチレン	11	0	ふっ素	11	0
シス-1.2-ジクロロエチレン	11	0	ほう素	11	0
			全 体	313	0

※木曾川（落合ダム）・落合川（木曾川合流前）の2河川2地点については県より資料提供

※小淀川では1.1.1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3種類のみを調査

環境基準

健康保護項目	基準値	健康保護項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

中津川市では、水域類型指定されている(環境基準が設定されている)1本川6支川を中心に、水域類型が指定されていない河川を含め、市内19河川の23地点で水質測定を実施しました。

その結果、水域類型が指定されている1本川6支川(うち1本川4支川は県よりデータ提供)の生活環境の保全に関する環境基準については、DO、SSは前年度同様適合率100%でしたが、PHについては適合率97.9%、BODについては適合率91.7%と前年度(100%)を下回る結果でした。大腸菌群数については適合率31.8%で、前年度の31.7%と同水準でした。

適合状況

(単位：%)

水域類型	生活環境項目				
	p H	D O	B O D	S S	大腸菌群数
AA (%)	100(18/18)	100(18/18)	83.3(15/18)	100(18/18)	11.1(2/18)
A (%)	96.2(25/26)	100(26/26)	96.2(25/26)	100(26/26)	46.2(12/26)
C (%)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	—
計	97.9(47/48)	100(48/48)	91.7(44/48)	100(48/48)	31.8(14/44)

※()内：(環境基準適合数/検体数)

環境基準

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級/自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級/水産1級/水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級/水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級/工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級/農業用水及びE欄に掲げるもの	6~8.5	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級/環境保全	6~8.5	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマ、イサ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ、マス等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西部地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曾川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

BODに係る環境基準達成状況

水域名	測定場所	類型指定	21年度			22年度		
			75%評価		75%値	75%評価		75%値
			m/n	達成状況	mg/l	m/n	達成状況	mg/l
木曾川上流	弁天橋	AA	0/12	○	0.9	2/12	×	1.1
木曾川中流	美恵橋	A	0/12	○	0.9			
付知川	野外教育センター	A	0/6	○	0.6	0/4	○	0.9
阿木川上流	親水公園前	A	0/12	○	0.8	0/6	○	0.9
阿木川	阿木川ダム	A				1/4	×	1.5
落合川	恵乃裾橋	A	0/6	○	0.8	0/4	○	0.8
中津川上流	中川橋	A	0/6	○	0.6	0/4	○	0.5
中津川下流	木曾川合流前	C	0/12	○	2.1	0/12	○	2.4
川上川	JR高架下	A	0/6	○	0.7	0/4	○	0.8
白川(加子母川)	下中島橋	AA	0/6	○	0.7	1/6	×	0.6

※1 BODの環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに75%評価(年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価)で判定する。

※2 m:環境基準超過数 n:測定回数

i) 中津川水系（中津地区）

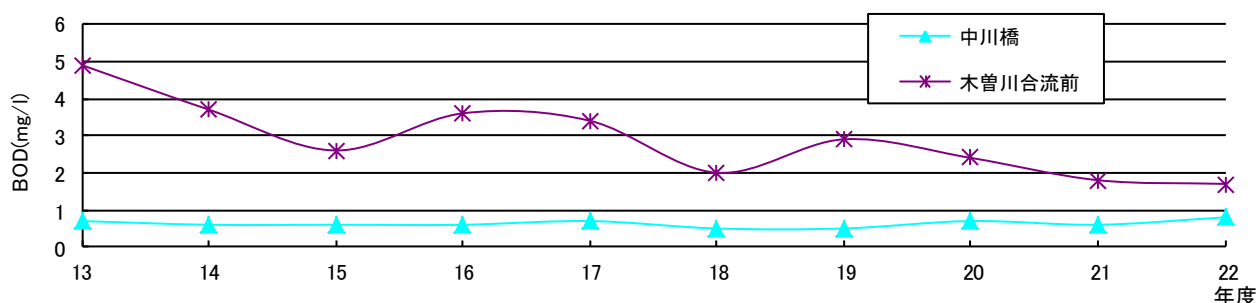
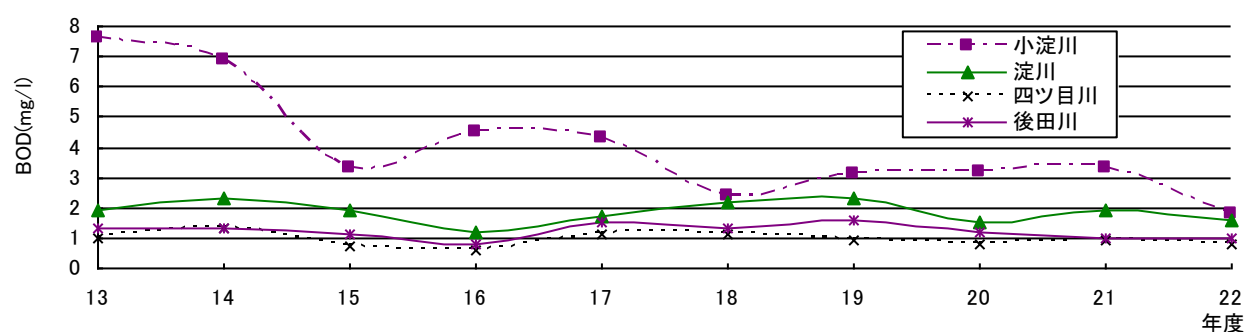
中津地区（人口比 33.5%、面積比 10.3%：人口は平成 22 年 12 月 31 日現在。以下同じ）には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川（前川が合流する。）の 4 支流があり、中津川は木曾川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曾川に流入しています。

中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主であるが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。

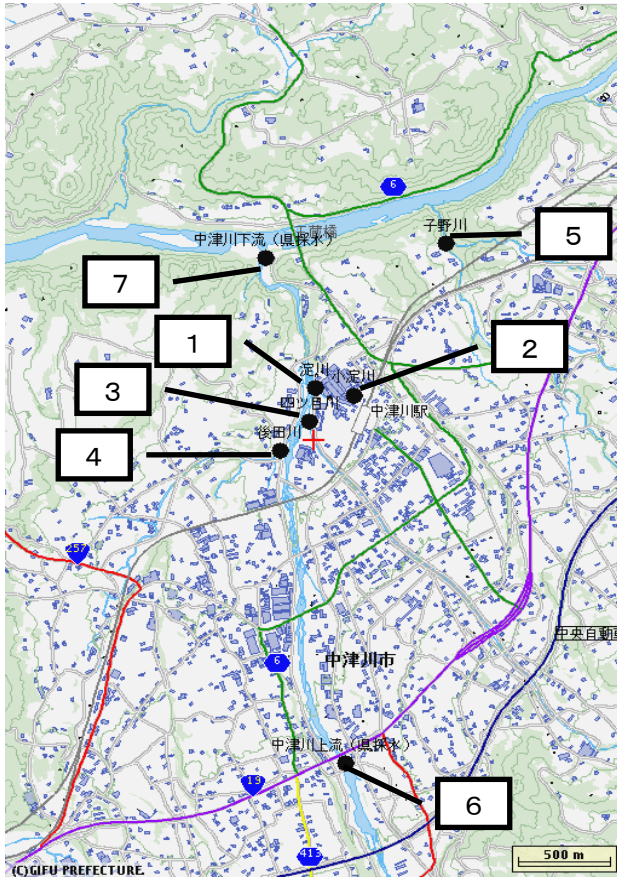
中津川本流には大規模な工場等があり、特に下流域（中川橋より下流：環境基準Cランク）では公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成していました。支流の内、小淀川の変化が激しいのは、もともとの水量が少なく、流入する雑排水等による影響を直接受けるためと考えられます。

なお、上流域（中川橋より上流）もBODの環境基準を達成していました。

中津川地区河川のBOD経年変化（年平均値）



河川採水調査地点（中津地区）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	淀川	中津川合流前	—
2	小淀川	中津川合流前	—
3	四ツ目川	中津川合流前	—
4	後田川	中津川合流前	—
5	子野川	木曾川合流前	—
6	中津川上流	国道19号線上流 中川橋下（県採水）	A
7	中津川下流	木曾川合流前（県採水）	C

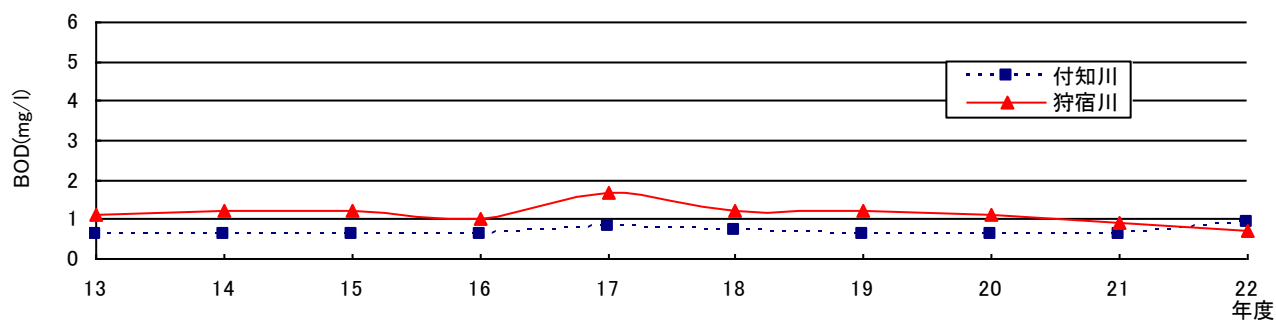
ii) 付知川水系（苗木地区・福岡地区・付知地区）

苗木地区(人口比 7.6%・面積比 4.6%)は狩宿川と麦搗川が流れており、麦搗川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。苗木地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水です。狩宿川の汚濁の状況はほぼ横ばいとなっていました。

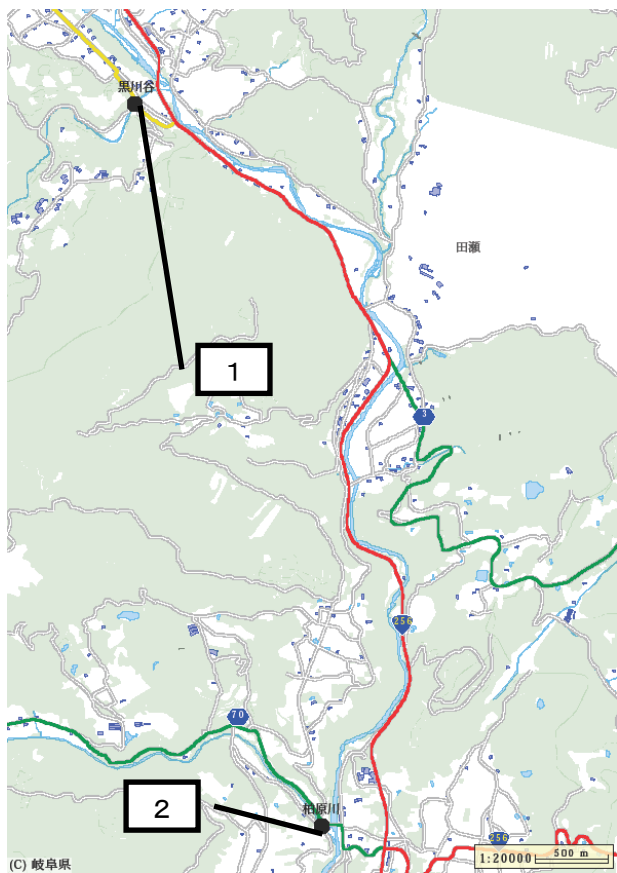
福岡地区(人口比 8.7%・面積比 12.5%)は、付知川が縦断しており、柏原川等がそれぞれ合流しています。

付知地区(人口比 7.7%、面積比 10.9%)には、付知川が地区内を縦断しています。付知川はBODの環境基準を達成しており、汚濁の状況は横ばいとなっています。

過去10年間の付知川、狩宿川のBOD経年変化（年平均値）

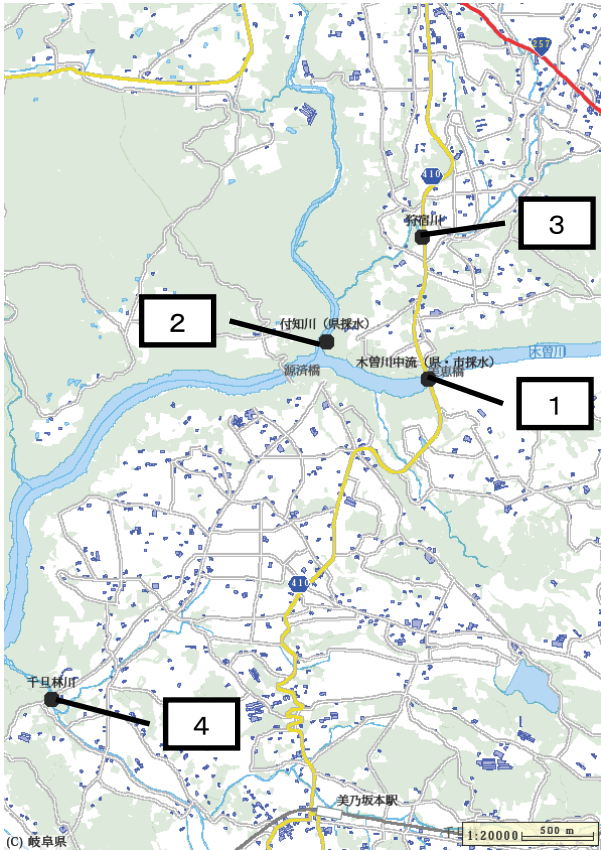


河川採水調査地点（付知地区）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	黒川谷	付知川合流前（新黒川橋下）	—
2	柏原川	付知川合流前（朝日橋下）	—

河川採水調査地点（福岡地区・苗木地区・坂本地区）



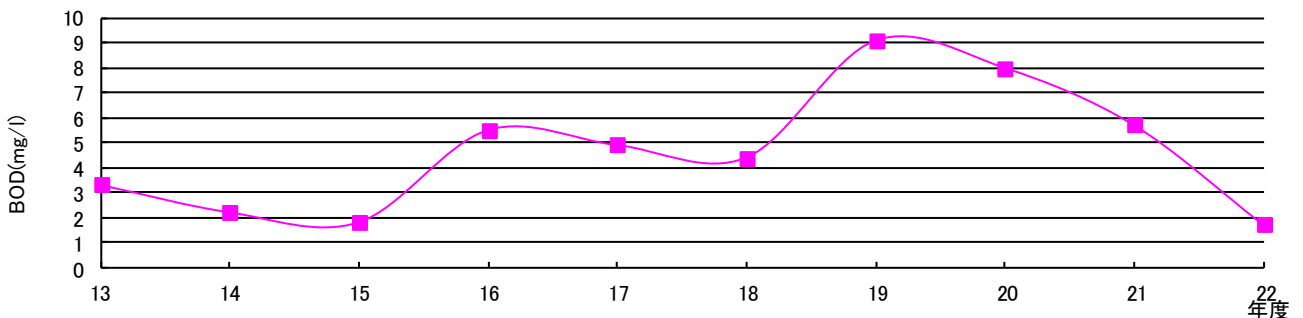
番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	木曽川中流	美恵橋 (県・市採水)	A
2	付知川	木曽川合流前 (県採水)	A
3	狩宿川	付知川合流前 (三郷橋下)	—
4	千旦林川	木曽川合流前	—

iii) 千旦林川水系（坂本地区）

坂本地区(人口比 15.5%・面積比 4.9%)には、千旦林川と坂本川が流れています。坂本川は千旦林川に合流し、木曽川へ流入しています。

この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況は平成16年度に大幅な上昇が見られました。下水道の整備の遅れとともに、事業所排水が原因と考えられ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成17年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成19年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきました。

過去10年間の千旦林川のBOD経年変化（年平均値）

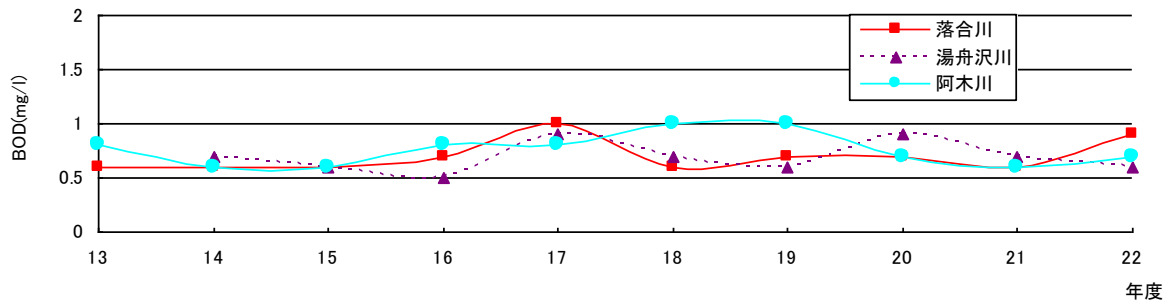


落合地区(人口比 4.9%・面積比 3.6%)を流れる落合川は、主に山村地域にあり、落合ダムで木曾川へ流入しています。

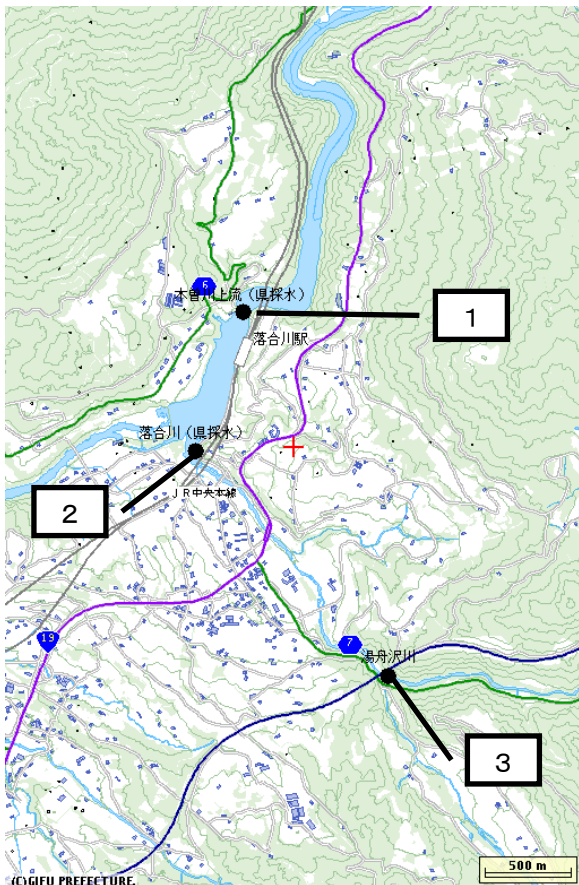
この落合川には、神坂地区(人口比 1.1%・面積比 5.9%)を流れる湯舟沢川が合流しています。湯舟沢川には、牧沢川や山口地区(人口比 2.3%・面積比 3.7%)のうち、馬籠地内を流れる島田川も合流しています。

これらの地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭からの生活排水が主です。

過去10年間の落合川、湯舟沢川、阿木川のBOD経年変化(年平均値)



河川採水調査地点(落合地区)



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	木曾川上流	落合ダム(県採水)	AA
2	落合川	木曾川合流前(県採水)	A
3	湯舟沢川	落合川合流前	—

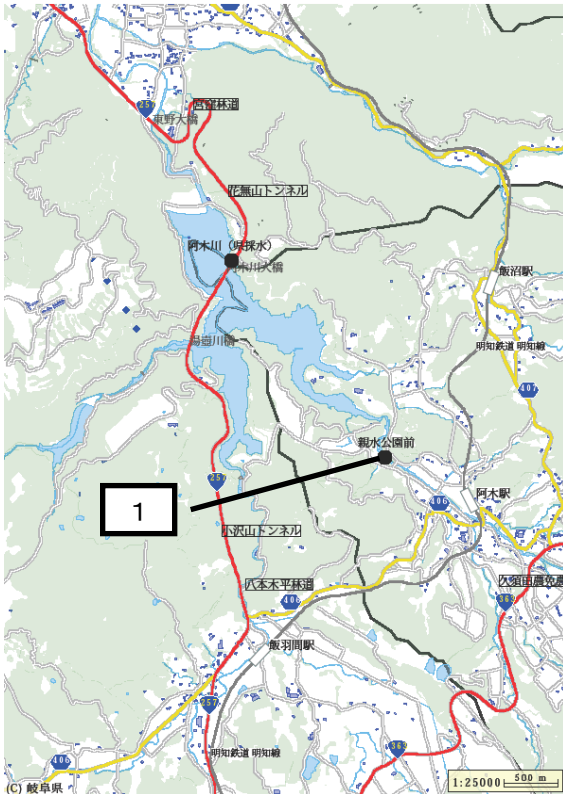
v) 阿木川水系

阿木地区(人口比 3.1%・面積比 11.6%)を流れる阿木川は、山間地域にあり、隣接する恵那市を通り木曾川へ合流しています。

久須田川、寺川は直接地区内で阿木川に合流しており、野田川は阿木川ダム湖に流入しています。飯沼川は恵那市内で阿木川に合流しています。

この地区は農業地域であり、大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

河川採水調査地点（阿木地区）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	阿木川	阿木川ダム湖 親水公園前	A

vi) 白川水系（加子母地区）

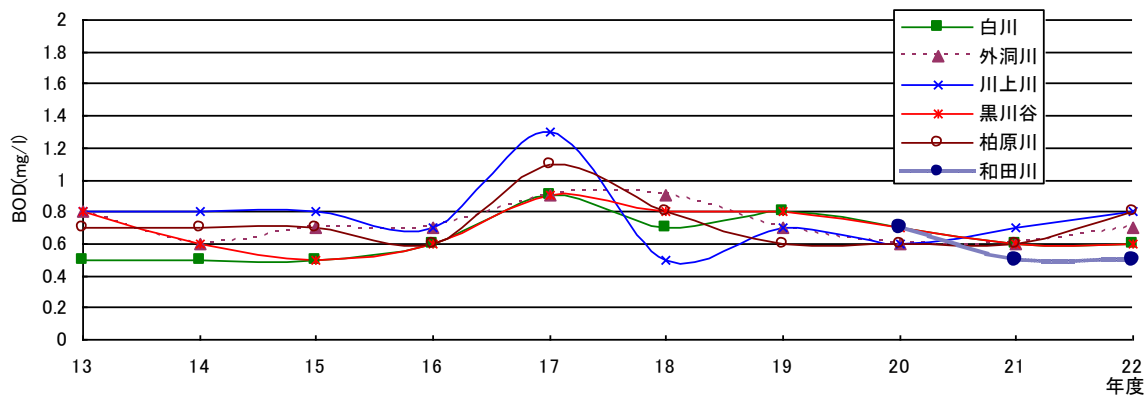
加子母地区（人口比 3.9%、面積比 16.9%）を流れる白川（加子母川）が東白川村を通過して白川町で飛騨川と合流し、可児市、美濃加茂市境で木曽川に合流しています。

白川についてはBODの環境基準を達成できませんでした。

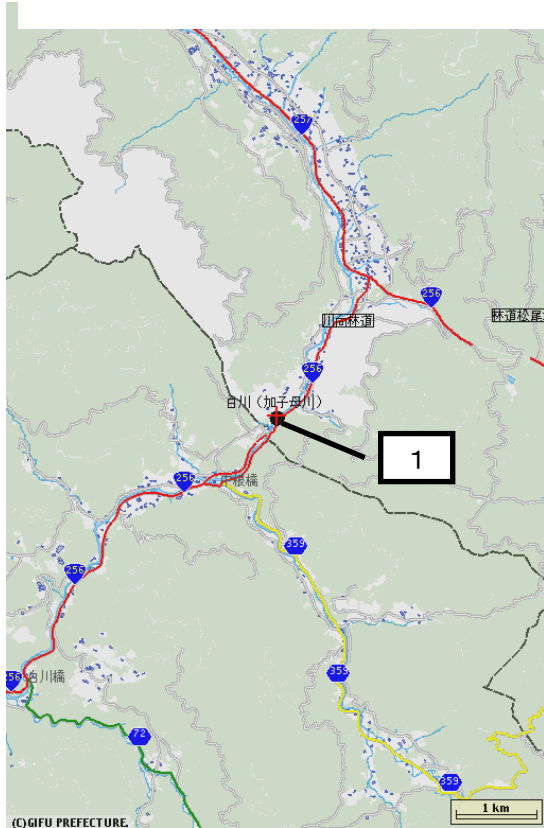
旧加子母村、白川町、東白川村では平成11年7月に「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成12年3月31日には水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を受け、平成14年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進しています。

なお、加子母地区には、付知川の一方向の源流がありますが、そのほとんどは国有林内であり、生活排水は流入していません。

過去10年間の総合事務所管内河川のBOD経年変化（年平均値）



河川



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	白川（加子母川）	下中島橋下（角領地区）	AA

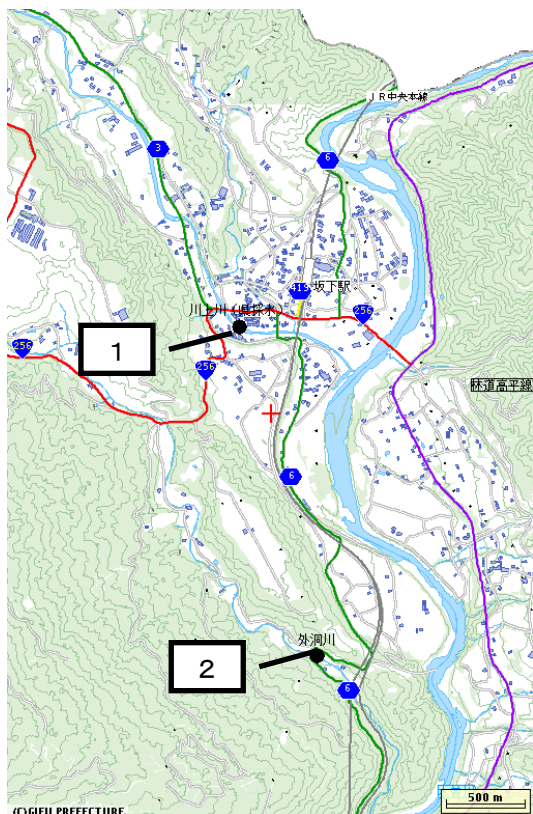
vii) 川上川水系

川上地区（人口比 1.1%、面積比 4.4%）を流れる川上川は、坂下地区（人口比 6.2%、面積比 4.4%）を縦断し、木曾川に合流しています。

なお、坂下地区南部には、外洞川が直接木曾川に合流しています。

川上川のBOD測定データについては平成17年度上昇傾向がみられましたが、平成18年度以降は低い水準で推移しています。

河川採水調査地点（坂下地区）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	川上川	木曾川合流前（柳渡橋下） （県採水）	A
2	外洞川	木曾川合流前（横吹2号橋下）	—

viii) 和田川水系

蛭川地区（人口比 4.4%）を流れる和田川は、木曾川に流入しています。なお、水質測定は平成20年度より実施しています。

③底質調査

中津川(木曾川合流前)で年に1度、調査を実施しています。

底質の環境基準としては、P C B・アルキル水銀の底質暫定除去基準 (P C B > 10ppm・アルキル水銀 > 25ppm)があり、いずれも基準以下でした。

中津川(木曾川合流前)底質調査結果

年度	強熱減量 (%)	全窒素 (mg/kg)	全リン (mg/kg)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)
17	1.3	640	55	0.0001未満	0.1未満	4.5	0.01未満
18	1.5	250	210	0.1未満	0.1未満	5.3	0.01未満
19	1.1	250	210	0.1未満	0.1未満	3.4	0.01未満
20	2.4	960	330	0.1未満	0.08	6.6	0.01
21	0.8	320	240	0.1未満	0.07	3.1	0.01未満
22	0.9	160	140	0.1未満	0.05未満	2.9	0.01未満
年度	PCB (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	ニッケル (mg/kg)	アルキル水銀化合物 (mg/kg)	
17	0.01未満	4.2	5.9	46	2.9	0.01未満	
18	0.01未満	7.5	6.7	47	2.9	0.01未満	
19	0.01未満	4.1	5.6	39	2.9	0.01未満	
20	0.01未満	7.4	9.9	63	4.5	0.01未満	
21	0.01未満	3.9	6.2	39	2.4	0.01未満	
22	0.01未満	4.2	4.9	42	2.7	0.01未満	

④水生生物調査

平成 22 年度は、中津川、四ツ目川、千旦林川、落合川、加子母川、付知川、田之尻川、川上川、和田川の 9 河川にて水生生物調査（カワゲラウォッチング）を実施しました。

水生生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小・中学校の総合学習や公民館事業の子ども向け講座として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、流しに捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

水生生物調査結果

区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
中津地区	中津川	中津川大橋下(協信前)		I			
	中津川	中津川市役所前			I	I	
	中津川	中津川市役所横				I	
	四ツ目川	昭和橋付近		II		I	
苗木地区	麦搗川	上流	II	II	I	I	
		下流	IV	III	IV	III	
	狩宿川	上流		I			
		下流		I			
坂本地区	千旦林川	上流	I	I	II		
		下流	II	II		I	
	坂本川	上流					
		下流					
落合地区	落合川	第6砂防ダム		I			
		釜橋上流		I			
		落合中学校横		I	I	I	I
		木曾川合流手前		I			
阿木地区	寺川	阿木小学校横		I			
	阿木川	さざなみ親水公園		I		I	
神坂地区	湯舟沢川	クアリゾート湯舟沢横		I	I		
山口地区	大又沢	大又橋上流		I			
川上地区	壁沢川	壁沢上流		I		I	
加子母地区	加子母川	南部清水苑横		I	I	I	
付知地区	付知川	付知北小学校	I	I	I	I	
		付知南小学校					I
福岡地区	付知川	田瀬小学校	I	I			
		下野小学校					
		福岡小学校					
		高山小学校	I	I	I	I	I
洞川	下野 馬場付近		I	II			
田之尻川	田之尻地区		I	II	I	I	
坂下地区	川上川	坂下小学校横		I		I	
蛭川地区	和田川	かんばせ橋付近		II	I	I	
		今洞辻屋橋付近					I
	町切川	町切川上流		I	I		
		和田川合流付近		II	II		

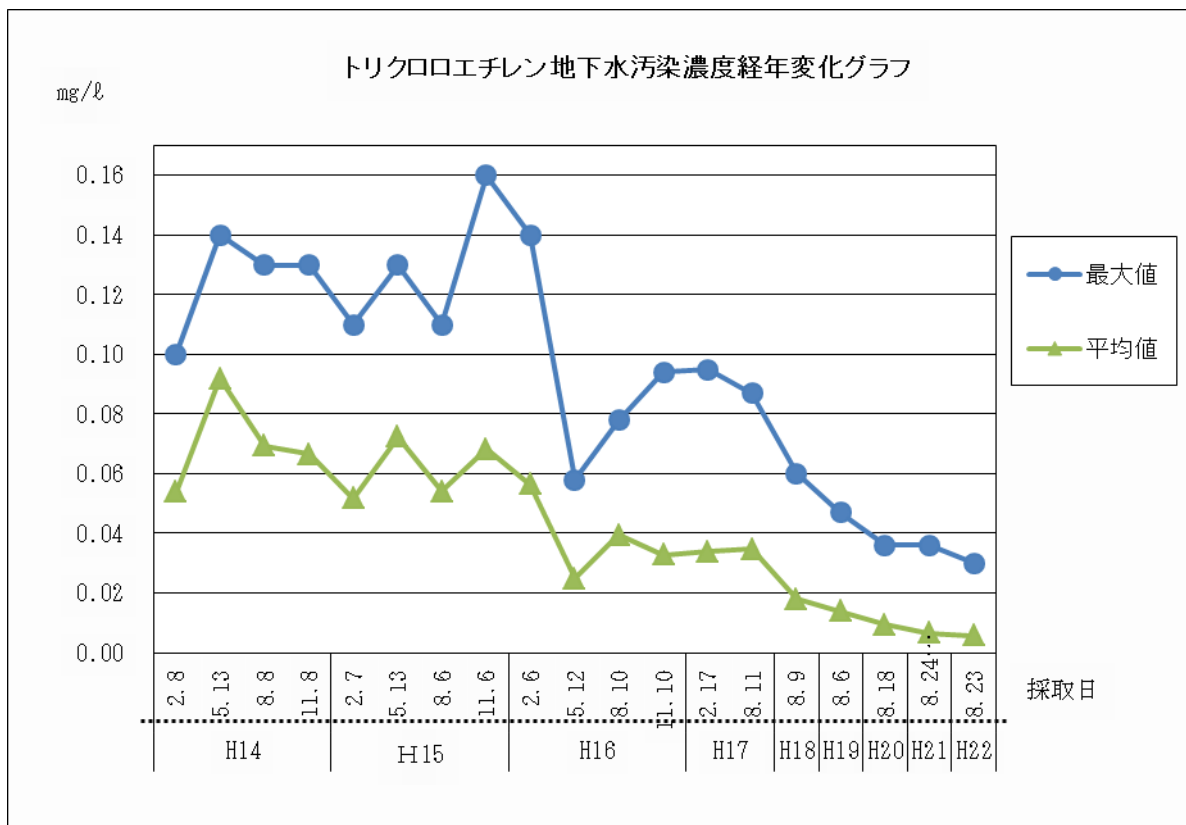
カワゲラ調査結果 I:きれいな水 / II:少しきたない水 / III:きたない水 / IV:大変きたない水
空欄の年度は、調査がありません。

⑥トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で地下水の水質汚濁に係る環境基準（0.03 mg/ℓ 以下）を上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。

そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしています。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、平成19年度からは、初動調査時に環境基準を超えていた井戸10ヶ所について、水質調査を実施し継続的な監視を行いました。その結果、環境基準を超える井戸はありませんでした。同物質濃度は全体として減少傾向にあることを確認しました。



※ 地下水環境基準（飲用基準） 0.03 mg/ℓ 以下

(2) 水質汚濁防止対策

①発生源監視指導

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、冬期の濁水で水質が悪化する時期を中心とし、市内の特定工場等に対し水質汚濁防止対策の徹底を周知するとともに、市環境保全条例に基づき排出水自主測定結果の報告を要請し、その結果を確認し必要に応じて排水処理施設の維持管理の徹底と改善についての指導を行いました。

また、市と公害防止協定を締結している工場等については、協定に基づく立入検査の実施及び各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

②ゴルフ場の排出水等の監視

住民の健康保持並びにゴルフ場とその周辺地域の良好な自然環境づくり、公害防止及び災害防止を目的とした「ゴルフ場環境管理協定」を市内4つのゴルフ場と締結しています。

協定に基づき立入検査を実施した結果、各ゴルフ場からの排出水は協定の管理目標値（下記指針値の2分の1）を達成していました。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

対象農薬	基準値	対象農薬	基準値
(殺虫剤) 10項目		プロピコナゾール	0.5 mg/ℓ 以下であること
アセフェート	0.8 mg/ℓ 以下であること	ベンシクロン	0.4 "
イソキサチオン	0.08 "	ホセチル	23 "
イソフェンホス	0.01 "	ポリカーバメート	0.3 "
エトフェンプロックス	0.8 "	メタラキシル	0.5 "
クロルピリホス	0.04 "	メブロニル	1 "
ダイアジノン	0.05 "	(除草剤) 17項目	
チオジカルブ	0.8 "	アシュラム	2 mg/ℓ 以下であること
トリクロルホン(DEP)	0.3 "	ジチオピル	0.08 "
ピリダフェンチオン	0.02 "	シデュロン	3 "
フェニトロチオン (MEP)	0.03 "	シマジン(CAT)	0.03 "
(殺菌剤) 18項目		テルブカルブ (MBPMC)	0.2 "
アゾキシストロビン	5 mg/ℓ 以下であること	トリクロピル	0.06 "
イソプロチオラン	0.4 "	ナプロバミド	0.3 "
イプロジオン	3 "	ハロスルフロンメチル	0.3 "
イミノクタジン酢酸塩	0.06 " (イミクタジンとして)	ピリブチカルブ	0.2 "
イトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04 "	ブタミホス	0.04 "
オキシシン銅(有機銅)	0.4 "	フラザスルフロン	0.3 "
キャプタン	3 "	プロビザミド	0.08 "
クロロタロニル(TPN)	0.4 "	ベンスリド(SAP)	1 "
クロロネブ	0.5 "	ペンディメタリン	0.5 "
チウラム(チラム)	0.06 "	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8 "
トルクロホスメチル	0.8 "	メコプロップ (MCP)	0.05 "
フルトラニル	2 "	メチルダイムロン	0.3 "

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断によります。とはいえ、大多数の人に好ましくない音は現に存在しており、中でも事業活動、その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる騒音で、人の健康または生活環境に被害を与えるものがあります。

騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など、実に幅が広いのが実情です。

平成22年度は、一般地域3ポイント、道路に面する地域1ポイントについて環境騒音測定を実施しました。また、工場などの騒音苦情は4件あり、発生源に対し指導等を行いました。

最近の騒音苦情の特徴の一つとして、法の規制対象外である家庭からでる機械音などによる近隣騒音も発生しており、静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切になっていると思われます。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施しました。その結果一色公園では、環境基準を達成できませんでした。

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時～22時)	備考
一色公園	59.25	×	B	55以下	昼間(6時～22時)の時間帯について測定・評価
市役所北分室	58.45	○	C	60以下	
大平クラブ	54.7	○	A	55以下	

※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域
 B類型地域：主として住居の用に供される地域
 C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、岐阜県は平成17年度より点的評価(※1)から面的評価(※2)にて測定結果の評価を行っています。また、測定箇所は以前、市で2地点を選定し測定していましたが、内1地点を県が測定することとなったため、平成17年度からは市が1地点を測定しています。

市の測定地点の測定結果は環境基準を達成していました。

※1点的評価：地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法

※2面的評価：自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等)を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音(備計値)を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果(等価騒音レベル)		類型	環境基準	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
国道19号落合地内下落合交差点と沖田交差点の間	70.9	69.5	C	75以下	70以下

騒音に係る環境基準

《一般地域》

(単位：dB)

地域類型	該当地域	時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの静穏を要する地域（中津川市は該当なし）	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち第一種地域と第二種地域	55以下	45以下
C	騒音規制法の区域の区分のうち第三種地域と第四種地域	60以下	50以下

《道路に面する地域》

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位：dB)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等（特定工場等）について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

なお、騒音に係る苦情件数は4件あり、その内訳は事業系に起因するものが3件、生活系が1件となっています。それぞれ立入検査を行うとともに防音対策等について指導を行いました。

騒音に係る特定工場等の届出状況

平成23年3月末現在

施設の種別	法令等	騒音規制法		県公害防止条例	
		特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械		66	983	4	50
空気圧縮機等		110	928	6	25
土石用破砕機等		25	78	—	—
建設用資材製造機械		10	15	—	—
木材加工機械		121	373	—	—
抄紙機		4	15	—	—
印刷機械		5	17	—	—
合成樹脂用射出成形機		14	160	—	—
鋳造型機		—	—	—	—
研磨機		—	—	—	—
燃糸機		—	—	1	5
紙工機械		—	—	1	1
合成樹脂用粉砕機		—	—	7	34
高速切断機		—	—	8	95
走行クレーン		—	—	93	548
クーリングタワー		—	—	35	162
冷凍機		—	—	28	176
	計	355	2,569	183	1096

特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼間	朝夕	夜間	該当地域
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後11時	午後11時～午前6時	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域
第2種区域	60	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

平成22年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、20件ありました。また、これらに伴う騒音苦情はありませんでした。

騒音に係る特定建設作業届出状況

作業の種類	届出件数
くい打ち機等を使用する作業	6
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	1
空気圧縮機を使用する作業	3
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	9
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	20

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同 場所こ おける作業期間	日曜日こ おける作業
第1号区域	85	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	85	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲は、おおむね300mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(5) 騒音の防止対策

①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行います。また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行っていますが、平成22年度における遮音壁の要望等はなく設置は行われませんでした。

中央自動車道に係わる遮音壁設置要望状況

所管エリア	設置要望箇所数	設置要望総延長
多治見保全サービスセンター管内	0箇所	0 m
飯田保全サービスセンター管内	0箇所	0 m
合計	0箇所	0 m

②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

4. 振動

(1) 振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

なお、振動に係る苦情件数は1件あり（事業系）、立入検査を行うとともに振動対策等について指導を行いました。

(2) 振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

振動に係る特定工場等の届出状況

平成23年3月末現在

施設の種類	法令等	振動規制法	
		特定工場等数	施設数
金属加工機械		63	1,141
圧縮機等		80	530
土石用破碎機等		19	70
コンクリートブロックマシン等		6	31
木材加工機械		6	8
印刷機械		1	7
ロール機		4	7
合成樹脂用射出成形機		13	191
鋳造型機		1	14
計		193	1,999

特定工場等に係る振動基準

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域		60	55
第2種区域		65	60

注) 第1種区域：騒音規制法の第1種、第2種区域

第2種区域：騒音規制法の第3種、第4種区域

(3) 振動に係る建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。

平成22年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり12件あり、これらに伴う振動の苦情はありませんでした。

振動に係る特定建設作業届出状況

平成23年3月末現在

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	8
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	4
計	12

特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	基準値(dB)	作業ができない時間	一日当たりの作業時間	同一場所における作業期間	日曜日に おける作業
第1号区域	75	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	75	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲は30m以内の区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(4) 振動の防止対策

特定工場等の発生源に立入り、特定施設の維持管理及び防振対策等について指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場や事業所をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しており、悪臭公害は低濃度の複合臭によるものがほとんどで、規制・対応については非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

平成22年度の悪臭苦情は7件あり、その内訳は製造事業所に起因するものが6件、原因不明なものが1件となっています。これらの苦情に対しては、それぞれ発生源者に対し改善指導を行ないました。

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなっている。

(3) 悪臭の規制

県による「悪臭物質の規制基準」において、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソパレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい

6. 公害苦情

(1) 苦情件数の推移

平成22年度に受け付けた公害苦情は合計123件で、前年度に比べ11件減少しました。

平成13年度の法改正による野外焼却の禁止に伴い、不法投棄や野焼きの苦情が増加していましたが、苦情ピーク時の平成17年度と比較すると、野外焼却及び不法投棄に対する苦情が半減しており、苦情件総数が約半数に減少しています。

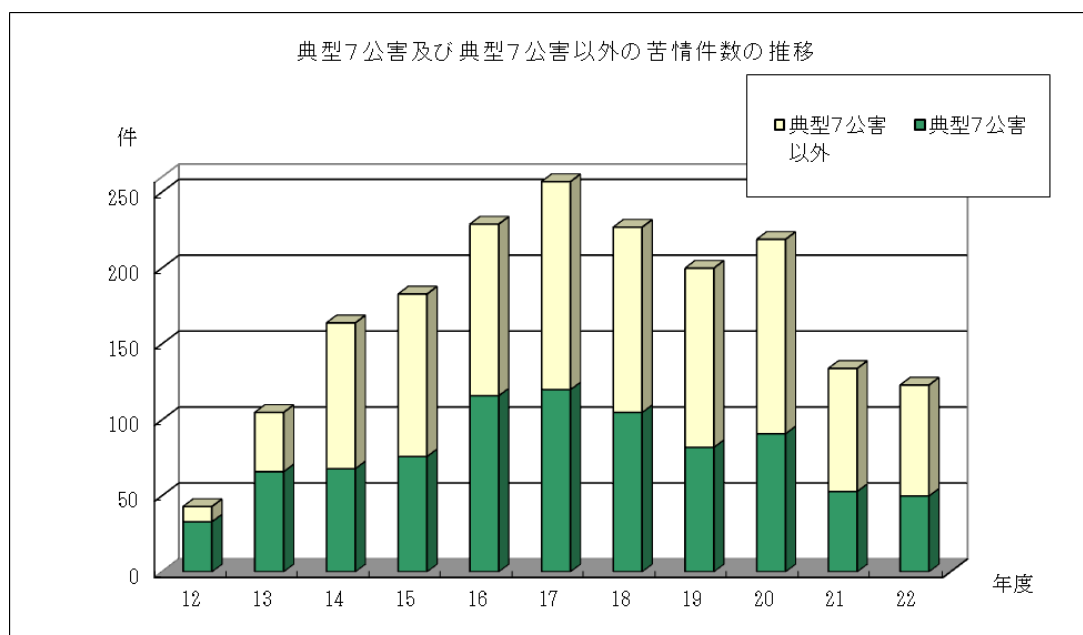
公害苦情件数の推移

年度	公害苦情相談件数 (件)	対前年度増減率 (%)	平成17年度対比 (%)
17	257	12.2	—
18	227	△ 11.7	88.3
19	200	△ 11.9	77.8
20	219	9.5	85.2
21	134	△ 38.8	52.1
22	123	△ 8.2	47.9

(2) 公害の種類別苦情件数

平成22年度の公害苦情(123件)のうち、「典型7公害」の苦情件数は50件(全公害苦情件数の40.7%)で、前年度に比べ3件減少しました。

また、廃棄物の不法投棄、害虫の発生など「典型7公害以外」の苦情件数は73件(全公害苦情件数の59.3%)で、前年度に比べ8件減少しました。

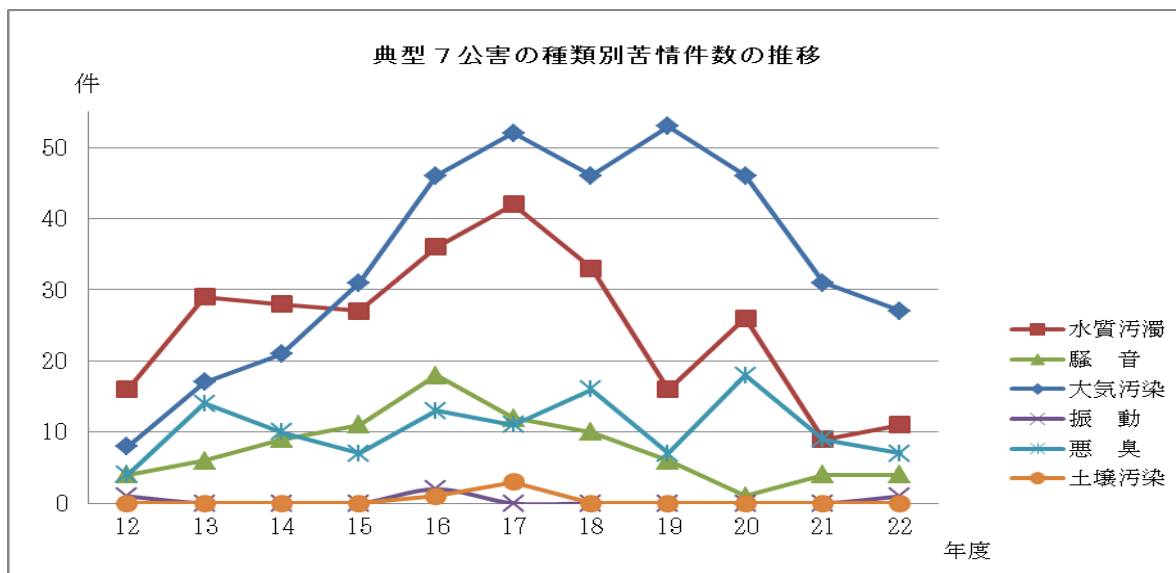


※典型7公害：大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

i) 典型7公害

平成22年度の典型7公害の苦情50件を種類別にみると、大気汚染27件（典型7公害苦情件数の54%）と最も多く、次いで水質汚濁11件（22%）、悪臭が7件（14%）、騒音が4件（8%）、振動が1件（2%）となっています。

最も苦情件数が多かった大気汚染のすべては、野外焼却に関するもの（27件）でした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。



ii) 典型7公害以外の種類別苦情件数

平成22年度の典型7公害以外の苦情73件を種類別にみると、廃棄物の不法投棄が68件（典型7公害以外の苦情件数の93.2%）、その他5件（6.8%）でした。

区分 年度	典型7公害							典型7公害以外		総数
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	
17	52	42	12	0	11	3	0	120	17	257
18	46	33	10	0	16	0	0	98	24	227
19	53	16	6	0	7	0	0	115	3	200
20	46	26	1	0	18	0	0	120	8	219
21	31	9	4	0	9	0	0	71	10	134
22	27	11	4	1	7	0	0	68	5	123

(3) 地区別の苦情件数

平成22年度の苦情件数を地区別にみると、中津地区が58件（全件の47.2%）、次いで坂本地区が26件（21.1%）、苗木地区が12件（9.8%）、落合地区が8件（6.5%）、阿木地区が5件（4.1%）、山口・蛭川地区が3件（同2.4%）、神坂・坂下・付知地区が2件（同1.6%）、加子母・福岡地区が1件（0.8%）となっています。川上地区については苦情の申し立てはありませんでした。

7. リサイクルと廃棄物

(1) 廃棄物の状況

①ごみ排出量

ごみ全体の排出量は近年減少傾向にあります。平成16年度より収集を開始した大型ごみについては、年々増加となっています。また、ごみの排出量の内訳をみると「燃えるごみ」が全体の約9割を占めています。

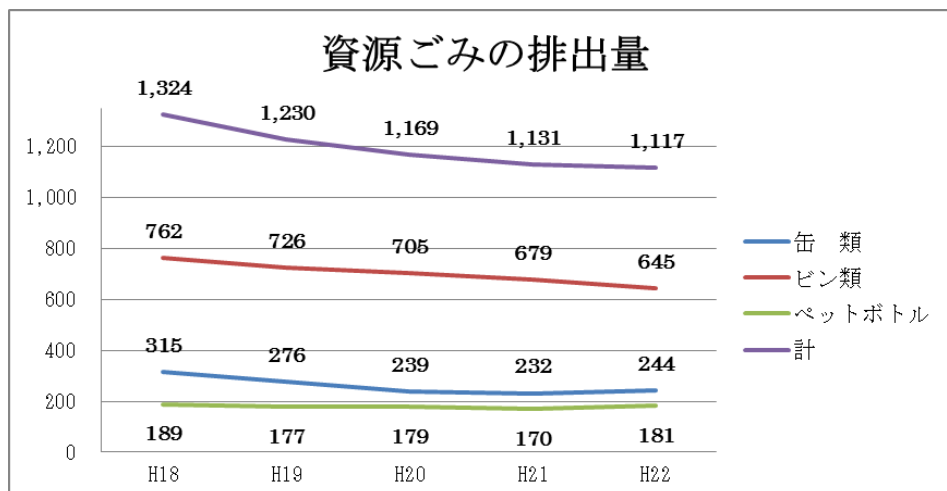
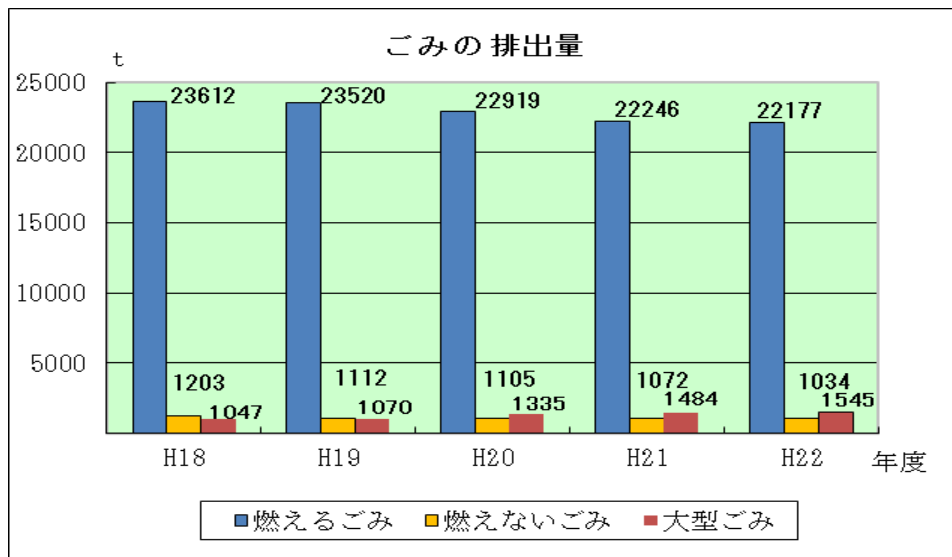
ごみ排出量

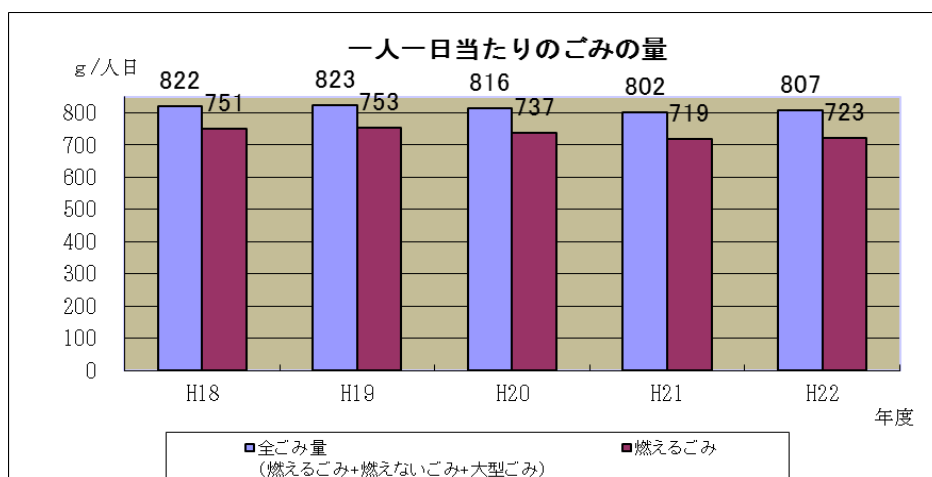
(単位：kg)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
燃えるごみ	23,611,660	23,519,620	22,919,110	22,245,560	22,176,570
燃えないごみ	1,203,210	1,112,140	1,105,390	1,072,180	1,034,040
大型ごみ	1,046,590	1,069,590	1,335,060	1,483,600	1,545,150
資源ごみ	1,324,437	1,229,629	1,169,246	1,130,562	1,071,366
計	27,185,897	26,930,979	26,528,806	25,931,902	25,827,126
人口(人)	86,153	85,605	85,197	84,711	84,056
1人1日あたりの ごみ排出量(g/人日)	822	823	816	802	807

※中津川地域人口に、外国人を含める

※4月1日現在人口





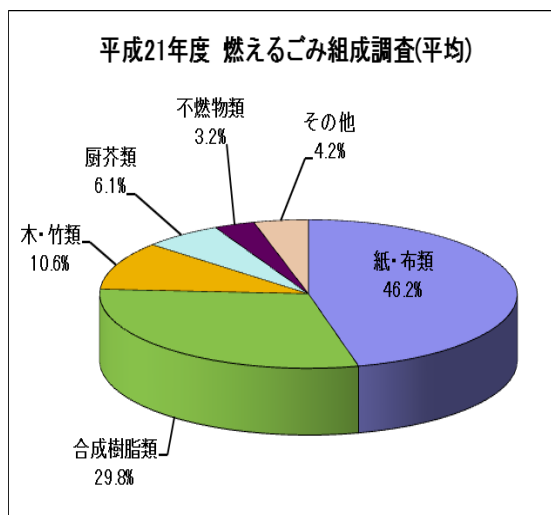
なお、岐阜県における1人1日あたりのごみの排出量は991g(平成21年度実績:平成23年岐阜県環境白書p.72参照)です。

③ごみの組成調査

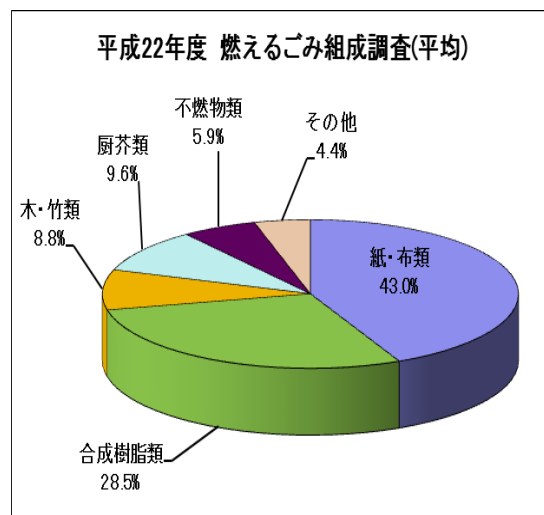
環境センターでは、搬入された「燃えるごみ」の組成調査を行なっています。

組成調査の結果では、紙類・布類の割合が平成21年度(平均)は46.2%、平成22年度(平均)は43.0%となっています。ごみの減量のためには、約7割を占めている紙類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があると考えています。

平成21年度



平成22年度



(2) リサイクル事業

①生ごみ処理機等の普及

生ごみの自家処理機材の普及およびごみの減量化を促進するため、一般家庭を対象として、電気生ごみ処理機やコンポスト容器等の購入に必要な経費の一部（1世帯に1個まで 補助額 1/2、限度額 20,000 円）の補助事業を実施してきました。普及率が約20%となり目標値を達成したことにより、補助制度は平成21年度をもって終了しました。今後は、市民団体を通じて「段ボールコンポスト」の普及を図り、ごみの減量化を推進します。

生ごみ処理機等購入費補助金交付実績

		~H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
中津川	コンポスト件数	39	35	22	13	12	9	4	9	2	5	7	21		1,850
	処理機件数	319	348	620	313	139	108	87	82	38	29	39	26		2,320
	合計件数	358	383	642	326	151	117	91	91	40	34	46	47		4,170
坂下	コンポスト件数	2	2	3	4	6	2	1	0	0	0	0	1		62
	処理機件数		61	104	36	19	20	15	6	4	5	4	1		275
	合計件数	2	63	107	40	25	22	16	6	4	5	4	2		337
川上	コンポスト件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	処理機件数		27	29	13	5	4	3	0	0	0	1	1		83
	合計件数	0	27	29	13	5	4	3	0	0	0	1	1		83
加子母	コンポスト件数							0	0	0	0	1	1	平成 21年度 をもって 終了	2
	処理機件数							0	0	0	2	2	0		25
	合計件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1		27
付知町	コンポスト件数	6	5	1	0	0	1	2	0	0	1	0	1		90
	処理機件数		225	56	25	11	10	4	0	2	1	7	0		341
	合計件数	6	230	57	25	11	11	6	0	2	2	7	1		431
福岡	コンポスト件数	6	4	6	4	1	1	3	0	1	1	1	3		31
	処理機件数	44	125	78	35	14	16	6	11	4	6	5	1		345
	合計件数	50	129	84	39	15	17	9	11	5	7	6	4		376
蛭川	コンポスト件数							0	0	0	0	0	1		1
	処理機件数							0	13	6	1	2	0		22
	合計件数	0	0	0	0	0	0	0	13	6	1	2	1		23
山口	コンポスト件数		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2
	処理機件数		26	20	16	16	6	3	2	2	0	3	0		94
	合計件数	0	28	20	16	16	6	3	2	2	0	3	0		96
合計	コンポスト件数	53	48	32	21	19	13	10	9	3	7	9	28		2,038
	処理機件数	363	812	907	438	204	164	118	114	56	44	63	29		3,505
	合計件数	416	860	939	459	223	177	128	123	59	51	72	57		5,543

※加子母地域、蛭川地域では、合併以前補助制度を実施していません。

②集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。

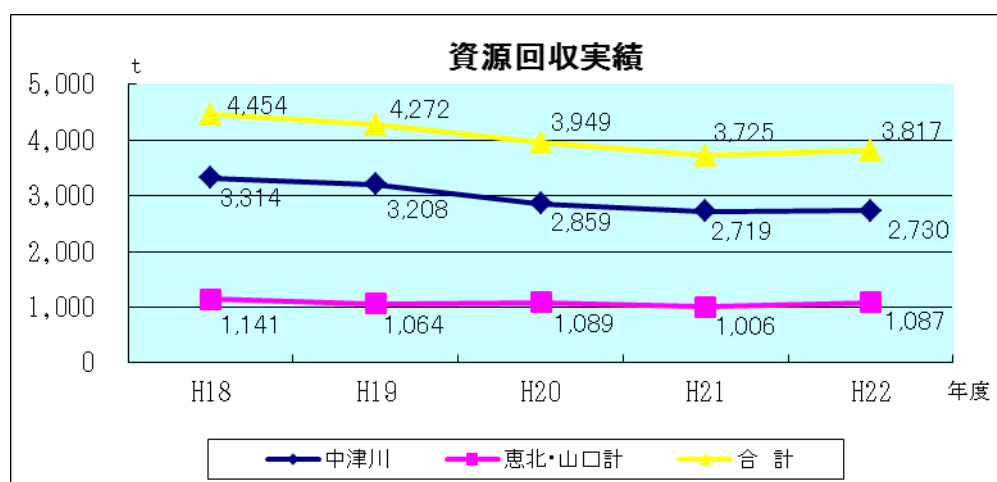
集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等
 奨励金額：5円/kg

集団資源回収量

単位：kg

	H18	H19	H20	H21	H22
中津川	3,313,539	3,208,041	2,859,418	2,718,895	2,729,879
坂下	279,888	256,013	220,106	232,315	228,267
川上	36,239	40,014	38,425	36,671	33,356
加子母	167,440	154,277	149,113	143,345	136,381
付知	166,455	155,229	164,243	97,052	177,476
福岡	250,425	236,564	308,758	310,362	309,219
蛭川	175,769	172,848	162,442	141,837	154,479
山口	64,469	49,212	46,205	44,080	47,680
合計	4,454,224	4,272,198	3,948,710	3,724,537	3,816,737



③リサイクルボックスの充実

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、又は保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを下表の場所に設置しています。

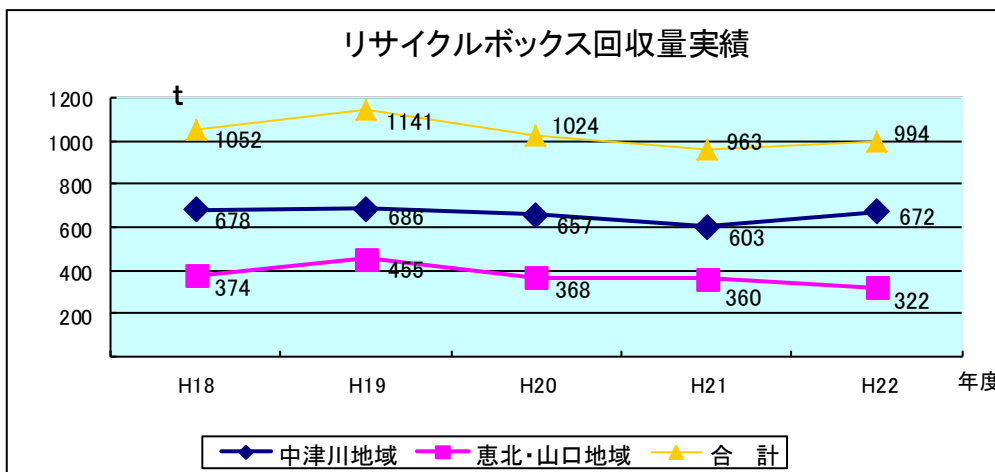
公共施設のリサイクルボックス設置箇所、収集品目および開放時間

建物名称	所在地	収集品目					開放時間
		新聞	雑誌	ダンボール	食品トレイ	牛乳パック	
1 市役所	中津川市かやの木町 2-1	○	○	○	○	○	終日
2 苗木コミュニティセンター	中津川市苗木 2084	○	○	○	○	○	毎日 AM8:30～PM5:15
3 坂本コミュニティセンター	中津川市千旦林 1197-10	○	○	○	○	○	毎日 AM8:30～PM5:15
4 阿木コミュニティセンター	中津川市阿木 33	○	○	○	○	○	毎日 AM8:30～PM5:15
5 神坂コミュニティセンター	中津川市神坂 294-2	○	○	○	○	○	終日
6 中央公民館	中津川市本町 2-4-20 (かやの木教室敷地内)	○	○	○	○	○	終日
7 サンライフ中津川	中津川市手賀野 173-1	○	○	○	○	○	終日
8 桃山公園	中津川市駒場 1606-3 (桃山公園駐車場内)	○	○	○	○	○	火曜日～日曜日(*1) AM9:00～PM5:00
9 付知総合事務所	中津川市付知町 5756	○	○	○	○	○	終日
10 蛭川総合事務所	中津川市蛭川 2178-8	○	○	○	○	○	終日
11 加子母総合事務所	中津川市加子母 3519-2	○	○	○	○	○	終日
12 馬籠自然休養村センター	中津川市馬籠 4797-1	○	○	○	○	○	終日
13 付知リサイクル倉庫(*2)	中津川市付知町 5 区	○	○	○	○	×	毎月 4 回(指定日)

*1) 子ども科学館休館日は除きます。

*2) 付知リサイクル倉庫では、上記の収集品目の他に、資源(硬質)ごみと有害ごみも出すことができます。

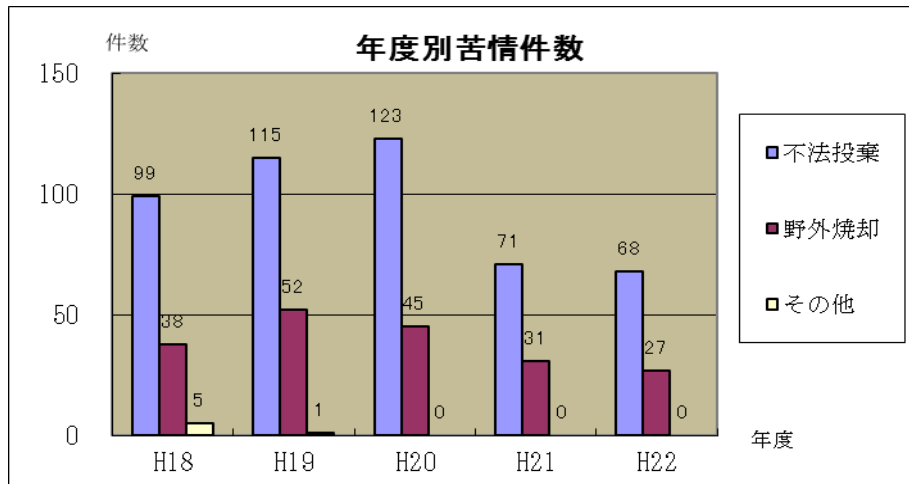
※この他にも、地区管理のリサイクルボックスが平成22年度末現在で39施設あります。



(3) 不法投棄等の苦情処理件数

中津川市内の過去5年間の苦情処理件数の状況を表およびグラフに示すと、次のようになります。どの年度を見ても、不法投棄に関する苦情が一番多く、次に野外焼却（野焼き）に関する苦情が続いています。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防いでいかなければいけないと考えています。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切であると考えています。



(4) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。

なお、これら家電4品目の不法投棄件数は年々減少傾向にあります。市広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していかなければいけないと考えています。

